

令和元年（2019年）10月から幼児教育・保育の無償化が始まります

対象者

○0～2歳児



- ・ 市民税非課税世帯のみ

○対象施設

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園（保育所部分）

○3～5歳児



- ・ すべての子ども

○対象施設

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園（保育所部分）
- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園（幼稚園部分）

（※幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）については、満3歳の誕生日後、年度途中に入園される方を含む）

※ 年齢は4月時点です。6歳になっても、その年度の3月までは対象となります。

副食費について

○3～5歳児

副食費は、おかずの材料費のことで



認定区分	現状	無償化後
保育所・認定こども園（保育所部分）	保育料の一部として負担	給食費として負担
幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）	給食費として負担	

※ 0～2歳児はこれまでどおり、保育料の一部として御負担いただくこととなります。

※ 年収約360万円未満の世帯や第3子以降の子どもに係る副食費については無償化されます。

延長保育について

これまでどおり、保護者の方に御負担いただくこととなります。

預かり保育について

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）終了後に利用する預かり保育については、月額11,300円（日額450円）までの範囲で無償化されます。ただし、別途保育の必要性があると認定を受ける必要があります。

※ 満3歳（満3歳になった後の最初の3月31日までの間）の方は、市民税非課税世帯の方に限り、月額16,300円（日額450円）までの範囲で無償化されます。

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業について

○3～5歳児

月額37,000円までの範囲で無償化されます。

ただし、別途保育の必要性があると認定を受ける必要があります。

※ 0～2歳児は、市民税非課税世帯の方に限り、月額42,000円まで無償化されます。

【お問い合わせ先】

和歌山市こども未来部保育こども園課

TEL：073-435-1064